

省エネ法に基づく工場・事業場・荷主に係る各種書類の提出方法の変更について
～オンライン申請の手続が簡素化されました～

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー対策課

民生部門の省エネ対策及び電力ピーク対策の円滑化を盛り込んだ省エネ法の改正（平成25年5月31日公布）に伴い、省エネ法施行規則が改正され、平成25年12月27日に公布されました。

この際、工場等に係る特定事業者及び特定連鎖化事業者並びに特定荷主（以下「特定事業者等」という。）に係る諸手続について、経済産業省へのオンライン申請の手続の簡素化等が行われ、当該部分については平成26年4月1日に施行となりますので、御理解と御協力をお願いします。

1. 省エネ法に基づく各種提出書類

現在、省エネ法に基づく特定事業者等及び特定事業者等として指定を受ける可能性がある事業者は、経済産業局に以下のような書類の提出を行うことが必要です。

表-1 省エネ法に基づく各種提出書類及び提出期限

名称	提出期限
エネルギー使用状況届出書	5月末日
特定事業者 (特定連鎖化事業者) 指定取消申出書	随時
第一種(第二種)エネルギー管理指定工場等 指定取消申出書	随時
エネルギー管理統括者 (企画推進者) 選任・解任届出書	事由が生じた日以降 の7月末日
エネルギー管理者(管理員) 選任・解任届出書	事由が生じた日以降 の7月末日
中長期計画書	毎年度7月末日
定期報告書	毎年度7月末日

貨物の輸送量届出書	4月末日
特定荷主指定取消申出書	随時
計画書	毎年度6月末日
定期報告書	毎年度6月末日

2. オンライン申請による提出

上記の書類は、書面によるほか、電子政府の総合窓口(e-Gov)を通じたオンライン申請により提出することができます(なお、登録調査機関の確認調査結果報告書についても、オンライン申請による提出が可能です)。

(1) 今回の簡素化の内容

オンライン申請の際には、これまで電子署名及び電子証明書(有償)による認証が必要となっていました。今般の省エネ法施行規則の改正により、平成26年4月1日以降、ID及びパスワード(無償)による認証のみでオンライン申請を行うことができるようになりました。

(2) オンライン申請のメリット

オンライン申請を行っていただくことにより、経済産業局と事業者の皆様との内容確認に係る時間が短縮されるとともに、書類を持参したり郵送したりする手間が省略できます。さらに、提出いただいた書類に不備等があった場合には、オンラインでの修正も可能となります。

(3) オンライン申請開始の手続き

ID・パスワードによるオンライン申請の開始にあたっては、必要な情報を記載した「電子情報処理組織使用届」を各経済産業局長宛て提出することが必要になります(初回のみ)。使用届の受理後、折り返し担当課からID及びパスワードを書面にてお知らせします。(各種提出書類の提出期限間近には集中することが予想されますので、余裕を持った提出をお願いします。)

なお、届出内容に変更があった場合には「電子情報処理組織使用変更届」を、オンライン申請を止める場合には「電子情報処理組織使用廃止届」を、それぞれ各経済産業局長宛て提出することが必要になります。

電子申請の総合窓口(e-Gov)の利用方法の詳細については、以下のURLを御参照
 いただくか、表-2の各経済産業局エネルギー対策課等にお問い合わせください。

<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/>

表-2 経済産業局等窓口連絡先

名 称	電話番号	担当地域
北海道経済産業局エネルギー対策課	TEL:011-709-1753	北海道
東北経済産業局エネルギー対策課	TEL:022-221-4932	青森県、岩手県、宮城県、秋田 県、山形県、福島県
関東経済産業局省エネルギー対策課	TEL:048-600-0364	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉 県、千葉県、東京都、 神奈川県、新潟県、山梨県、長 野県、静岡県
中部経済産業局エネルギー対策課	TEL:052-951-2775	富山県、石川県、岐阜県、愛知 県、三重県
近畿経済産業局エネルギー対策課	TEL:06-6966-6043	福井県、滋賀県、京都府、大阪 府、兵庫県、奈良県、 和歌山県
中国経済産業局エネルギー対策課	TEL:082-224-5741	鳥取県、島根県、岡山県、広島 県、山口県
四国経済産業局エネルギー対策課	TEL:087-811-8535	徳島県、香川県、愛媛県、高知 県
九州経済産業局エネルギー対策課	TEL:092-482-5473	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本 県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
沖縄総合事務局経済産業部エネルギー対 策課	TEL:098-866-1759	沖縄県
資源エネルギー庁省エネルギー対策課	TEL:03-3501-9726	

3. 光ディスクによる提出

定期報告書、中長期計画書及び計画書は、外部記憶媒体によっても提出できます。

これまで、提出に利用できる外部記憶媒体の種類は、フレキシブルディスク(フロッピーディスク)のみとなっていましたが、省エネ法施行規則の改正により、光ディスク(CD及びDVD)が利用できることになりました。

この際、「光ディスク提出票」に必要事項(ディスクの記録内容の概要等)を記載し、ディスクに添付していただくことが必要となります。

4. 各種書類の様式

1. ～3. の書類の様式は、全て資源エネルギー庁のホームページからダウンロードできます。

5. 定期報告書作成支援ツール

資源エネルギー庁では、便利な定期報告書作成支援ツールを用意しております。誤記や記入漏れの防止機能があり、作成していただいた定期報告書に係るデータをxmlファイルとして出力することができ、当該データをそのままオンライン申請等に利用していただくことができます。

なお、データの誤認を防ぐ観点から、オンライン申請等を行って頂く場合は、xmlファイルの御利用に御協力いただけますと幸いです。

詳細は以下のURLを御参照いただき、御不明の点がありましたら、表-2の各経済産業局エネルギー対策課等にお問い合わせください。

http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/shien_tool_download.htm

なお、法改正に伴う定期報告書の新様式に合わせたツールは平成27年3月を目途に御提供します。